

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

震災編 第4章

該当部分	現 行	改 正 後																														
第4章 第2節 7	<p>7 融資・貸付・その他資金等の支援</p> <p>県は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援を行う。</p> <p>市（総合政策部）は、これらの制度を被災した市民に対し周知に努める。</p> <p>○融資・貸付・その他資金等の概要</p> <table border="1" data-bbox="409 440 1182 612"> <thead> <tr> <th></th> <th>資金名等</th> <th>対象者</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支 給</td> <td>災害弔意金</td> <td>災害により死亡した者の遺族</td> <td>市（保健福祉部）</td> </tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td> <td>災害により精神・身体に重度の障害を受けた者</td> <td>市（保健福祉部）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>※罹災証明書の交付については、市（財務部が行う） <資料編4-1 本県の主な金融支援制度></p>		資金名等	対象者	窓口	支 給	災害弔意金	災害により死亡した者の遺族	市（保健福祉部）	災害障害見舞金	災害により精神・身体に 重度 の障害を受けた者	市（保健福祉部）	略	略	略	略	<p>7 融資・貸付・その他資金等の支援</p> <p>県は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援を行う。</p> <p>市（総合政策部）は、これらの制度を被災した市民に対し周知に努める。</p> <p>○融資・貸付・その他資金等の概要</p> <table border="1" data-bbox="1205 440 1977 612"> <thead> <tr> <th></th> <th>資金名等</th> <th>対象者</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支 給</td> <td>災害弔慰金</td> <td>災害により死亡した者の遺族</td> <td>市（保健福祉部）</td> </tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td> <td>災害により精神・身体に著しい障害を受けた者</td> <td>市（保健福祉部）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>※罹災証明書の交付については、市（財務部が行う） <資料編4-1 本県の主な金融支援制度></p>		資金名等	対象者	窓口	支 給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市（保健福祉部）	災害障害見舞金	災害により精神・身体に 著しい 障害を受けた者	市（保健福祉部）	略	略	略	略
	資金名等	対象者	窓口																													
支 給	災害弔意金	災害により死亡した者の遺族	市（保健福祉部）																													
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に 重度 の障害を受けた者	市（保健福祉部）																													
略	略	略	略																													
	資金名等	対象者	窓口																													
支 給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市（保健福祉部）																													
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に 著しい 障害を受けた者	市（保健福祉部）																													
略	略	略	略																													